

「災害時石綿調査協力者」募集要項

1. 主旨

滋賀県内において地震等の災害が発生した場合、石綿が飛散するおそれのある被災建築物や一般環境に係る石綿調査を迅速に実施できる体制の確保に寄与することを目的に、県や市町の実施する石綿調査に協力する意思のある県内の事業者等（災害時石綿調査協力者）を募集します。

2. 協力の内容

災害発生時、県や市町が次の調査を実施する必要が生じ、民間事業者等の協力を求めた場合、可能な範囲で対応いただきます。

- (1) 被災建築物における石綿含有建材の施工箇所および露出・破損状況等の調査
- (2) 建材中の石綿の含有の有無に係る分析調査
- (3) 一般大気環境中に含まれる石綿の分析調査

※協力に係る経費については、発注者と協議の上、別途決定することとなります。

3. 要件

次の(1)～(4)のいずれかの資格等を有する者が所属し、かつ、災害時に県や市町の実施する石綿調査に協力の意思のある、県内に所在する法人、事務所、営業所、団体等とします。なお、(1)～(4)のいずれかの資格等を有する県内に在住または勤務する個人の応募も可とします。

[厚生労働省・国土交通省・環境省告示に基づくもの]

- (1) 建築物石綿含有建材調査者

[その他のもの]

- (2) アスベスト診断士
- (3) (公)日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術の評価事業における「建材など固体中の石綿」(カテゴリー1)の認定技術者
- (4) (公)日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術の評価事業における「空気中に浮遊する石綿」(カテゴリー2)の認定技術者

4. 手続き

「災害時石綿調査協力者申込書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて、次の提出先に郵送または持参してください。

(提出先)

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

T E L : (077) 528-3357

F A X : (077) 528-4844

E-mail : de0003@pref.shiga.lg.jp

5. 応募期間

令和2年8月7日から随時とします。

なお、応募を締め切る際はあらかじめ県のホームページで公表します。

6. 応募後の取り扱い

要件を満たすことを確認できた者を「災害時石綿調査協力者名簿」に登載し、原則、県のホームページにて公表します。

なお、名簿は、2に掲げる内容以外に活用することを意図するものではありません。

7. その他

3に掲げる要件を満たさなくなった時は、郵送、FAXまたは電子メールでその旨をお知らせください。

前述のお知らせを頂いた場合のほか、「災害時石綿調査協力者」として登録することが適当でないと認める場合は、「災害時石綿調査協力者名簿」から抹消します。